

# (仮称) 小金井市

## 教育支援センター基本構想

令和4（2022）年8月

小金井市教育委員会

## 目次

<b>1</b>	<b><u>(仮称) 小金井市教育支援センター基本構想について</u></b>	
	(仮称) 小金井市教育支援センター基本構想について . . . . .	1
<b>2</b>	<b><u>教育支援センター構想</u></b>	
	教育支援センターの基本的な考え方 . . . . .	3
	教育支援センターにおける事業及び業務内容 . . . . .	4
	教育支援センターにおける相談対応について . . . . .	7
	教育支援センターの組織体制について . . . . .	10
	教育支援センターの施設について . . . . .	11
	設置手法等について . . . . .	14
	今後について . . . . .	15
<b>3</b>	<b><u>現状と課題</u></b>	
	市の人口について . . . . .	17
	小金井市立小中学校の児童・生徒数の推移について . . . . .	17
	もくせい教室の現状と課題 . . . . .	20
	教育相談所の現状と課題 . . . . .	24
	特別支援教育の現状と課題 . . . . .	28
	現状と課題とその対応について . . . . .	34
<b>4</b>	<b><u>資料</u></b>	
	もくせい教室及び小金井教育相談所に関する庁内検討委員会の 検討結果について . . . . .	36
	もくせい教室に関する庁内検討委員会設置要綱 . . . . .	42
	小金井教育相談所に関する庁内検討委員会設置要綱 . . . . .	44
	用語の説明 . . . . .	46

## （仮称）小金井市教育支援センター基本構想について

教育委員会は、もくせい教室、小金井市教育相談所（以下「教育相談所」という。）の機能及び設置場所について検討を行うために、平成30年5月1日付けで「もくせい教室に関する庁内検討委員会」及び「小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会」（以下「両検討委員会」という。）を設置しました。両検討委員会では、他市の施設見学、市民団体との意見交換、全4回の検討委員会での検討を行い、「もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会の検討結果について」（以下「検討結果」という。）を取りまとめました。

検討結果では、各委員、市民団体からの意見について、「施設面」、「機能面」、「その他」に分類し、それぞれの考え方をまとめ、今後のもくせい教室、教育相談所は、既存の機能を充実させていくとともに、計画的にもくせい教室、教育相談所の環境改善を行うことを結論としました。

教育委員会では、検討結果を踏まえ、もくせい教室、教育相談所の今後の在り方について検討を行い、もくせい教室業務、教育相談所業務を1つに集約するとともに、学務課、指導室の所管である特別支援教育業務も合わせて集約し、教育相談等の総合窓口として（仮称）小金井市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置することを方針としました。

教育支援センターでは、幼児期から学校卒業、そして進路を含めたライフステージにおいて、切れ目のない支援として「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を行うことを方針とします。

この基本構想は、教育支援センターにおける必要な機能を整理するとともに、施設整備に向けた、基本的な考え方を示すものです。

2

## 教育支援センター基本構想

## 教育支援センターの基本的な考え方

小金井市では、就学前からの切れ目のない支援体制として、各種専門職からなるチームとしての支援体制を確立するために、教育相談所、もくせい教室、特別支援教育のそれぞれの機能を1つに統合し、新たに教育支援センターを設置します。

教育支援センターでは、「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を切れ目なく行うことを方針とします。

教育支援センターの基本理念（コンセプト）、事業及び業務内容、組織内容、施設内容については以下のとおりです。

### 教育支援センターコンセプト

ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりを

チームとして追求する教育支援

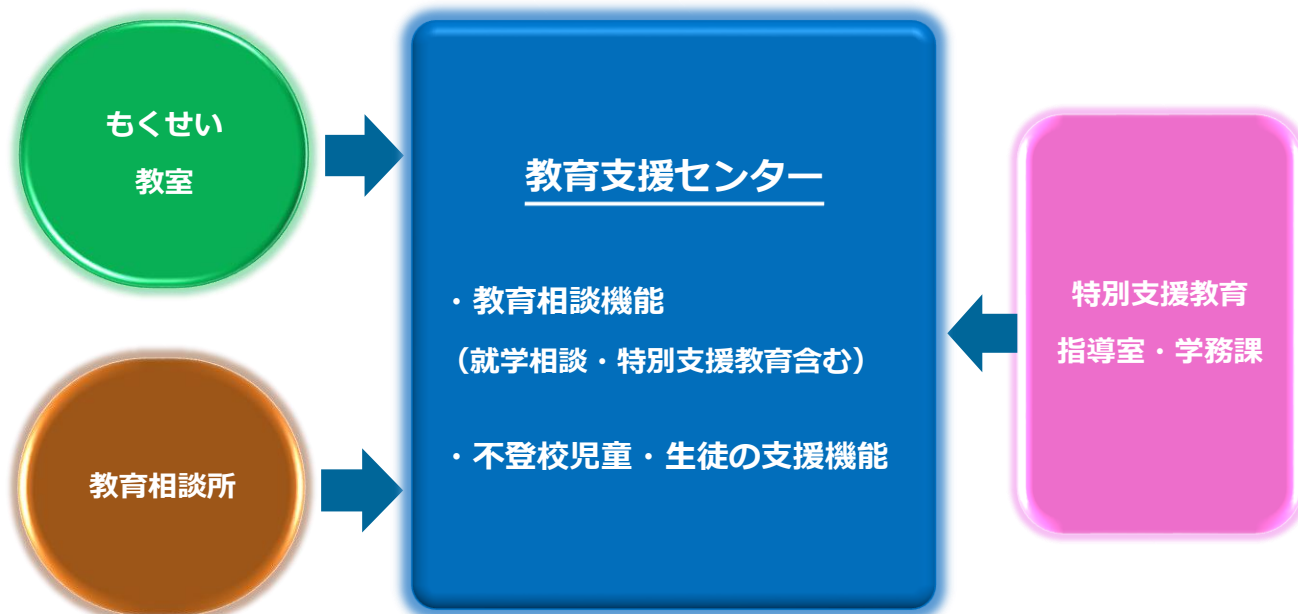
集団生活や学校生活になじめない幼児、児童・生徒、その保護者の支援

特別な支援が必要な児童・生徒の個々の状況に応じた支援

現行の各機能を教育支援センターに集約（イメージ）

もくせい教室、教育相談所、特別支援教育を集約した教育支援センターを設置し、窓口を一本化

### 連携からチームによる切れ目のない支援へ



教育支援センターは、市内在住の幼児から18歳まで（※）と、その保護者の、教育に関する悩みや不安などについて相談による支援を行います。 ※18歳に達する日以降の最初の3月末までが対象

## 教育支援センターにおける事業及び業務内容

教育支援センターにおける事業及び業務内容について、現在のもくせい教室、教育相談所で行っている事業及び業務の精査を行い、センター設置後における事業及び業務内容の検討を行いました。

その結果、以下の事業及び業務内容を教育支援センターで実施することとします。

### ■ 教育相談機能

現在、教育相談所で行っている教育相談、学務課及び指導室で行っている就学相談、特別支援教育（固定学級、通級学級、特別支援教室など）に関する相談窓口を1つに集約した「総合窓口」を新設し、これらの相談業務を教育支援センターで実施します。

また、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室への入退級等に関する業務を合わせて行います。

教育支援センターでは、幼児、児童・生徒及びその保護者が抱えている不安や悩みなどについて、専門性を有する相談員がチームとして相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。チームのメンバーは、心理士、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーなどにより構成され、就学前から「チームでの支援」を切れ目なく行います。

さらには、大学や医療機関等との連携を図り、専門的な知見による支援を行います。

### ■ 不登校児童・生徒の支援機能

教育支援センターにおける不登校児童・生徒への支援については、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた適切な教育支援を行うとともに、児童・生徒の居場所としての機能を持ちながら、児童・生徒の社会的自立に資するための支援を行います。

社会的自立とは、自分で自分のことを決めることができるようになることです。自身の進路、将来的に仕事をするときの段取り、先を見通す力、コミュニケーション能力などを身に付け、自分自身の将来に向けて行動できるように支援をします。

不登校児童・生徒への教育支援の内容としては、学習活動・体験活動の他、心理士による心理的ケア（カウンセリング等）を実施します。

また、大学や医療機関、関係する地域団体等との連携を図り、専門的な知見による支援を行います。

さらには、義務教育段階で不登校児童・生徒が在籍校やもくせい教室で支援を受け、自らの進路に進んだ後、そこで再び悩みを抱える児童・生徒に対して、気兼ねなく悩みを打ち明けて相談ができるように、関係機関等との連携をとりながらフォローアップする支援を行います。

教育支援センターで実施する事業等一覧

図表 1 - 1

大区分	中区分	業務の名称	充実等を行う機能
教育相談機能	教育に関する相談 (いじめ、不登校、就学、転学、特別支援教育等)	初回相談・継続相談対応（電話、窓口、メール、オンライン相談等）及びカウンセリング、プレイセラピー等	◇チームによる支援とコーディネータ力の強化
		就学相談（面談、在籍園等の訪問、フォローアップ）	◇不登校対策の強化
		通常学級、通級学級、特別支援教室、特別支援学級への転学等相談	◇学校連携の推進
		各種検査の実施（知能検査等）	◇市民等への発信
		個々の相談内容の記録及びアセスメントシート等の作成・管理	◇関係機関との連携
		センター内におけるケース会議、事例検討、相談内容の分析等	◇オンライン相談等
		研修会等の開催（教員対象、市民対象）	
	関係機関との連携、調整	学校巡回・連携	◇学校巡回の強化
		関係機関との連携（大学、医師、地域等）	◇関係機関との連携
	特別支援教育に係る各種委員会業務	各種委員会の運営、結果通知業務	◇就学相談から進路までの継続した支援
		・就学委員会	
		・転学相談会	
		・特別支援教室入室委員会	
		・通級指導学級入級委員会	
不登校児童・生徒の支援機能	不登校児童・生徒指導等業務	不登校児童・生徒の支援、指導、教材等作成	◇教室外活動の工夫による体験活動の充実
		指導内容等の整理、通知	
		行事等の計画	
		教室だより発行	◇多様な支援を行うためのICT機器（端末、ネットワーク環境の整備）の整備
		保護者会等の開催	
		入室検討委員会	
		不登校の分析等	
	関係機関との連携、調整	学校巡回	◇不登校対策の強化
		不登校対策会議の運営	◇学校連携の推進
		関係機関との連携（大学、医師、地域等）	◇関係機関との連携
管理・運用 機能	特別支援教育の推進業務	特別支援教育に関する方針等、学校への周知、指導	
		副籍制度	
	各種管理業務	施設管理・予算管理	
		学校教育部各課との連絡調整	
	各種報告等作成	国、東京都、庁内調査への報告・回答作成	
		センター業務の実績集計	

## 教育支援センターの業務一覧（イメージ）

もくせい教室、教育相談所、就学相談、特別支援教育の窓口を集約することにより、今まで行ってきた各業務を再編成し、教育支援センターにて業務を行います。

機能ごとの縦割りではなく、各専門職がチームとして支援する体制を整えます。





## 教育支援センターにおける相談対応について

現状の教育相談は、教育相談、就学相談など、相談内容によってそれぞれの窓口で相談する必要がありますが、教育支援センターに相談窓口を集約することで、様々な専門職で構成されたチームによる切れ目のない相談を行うことが可能となります。

また、チームでの支援を行うにあたり、それぞれの専門職の専門性を十分に発揮するため、チームにはコーディネーターを配置します。コーディネーターは、チームに配属された専門職の中心となり相談対応や個々の教育支援の方針を検討するとともに、相談者にとって相談の入口からフォローアップまでを担います。これは不安や悩みを抱えた相談者が、教育支援センターに安心して相談できる体制を構築することや、各専門職の役割や多様な意見をまとめていくことで、教育支援の方針を明確にし、それぞれの役割を持って支援を行うことを可能とすることを狙いとしています。

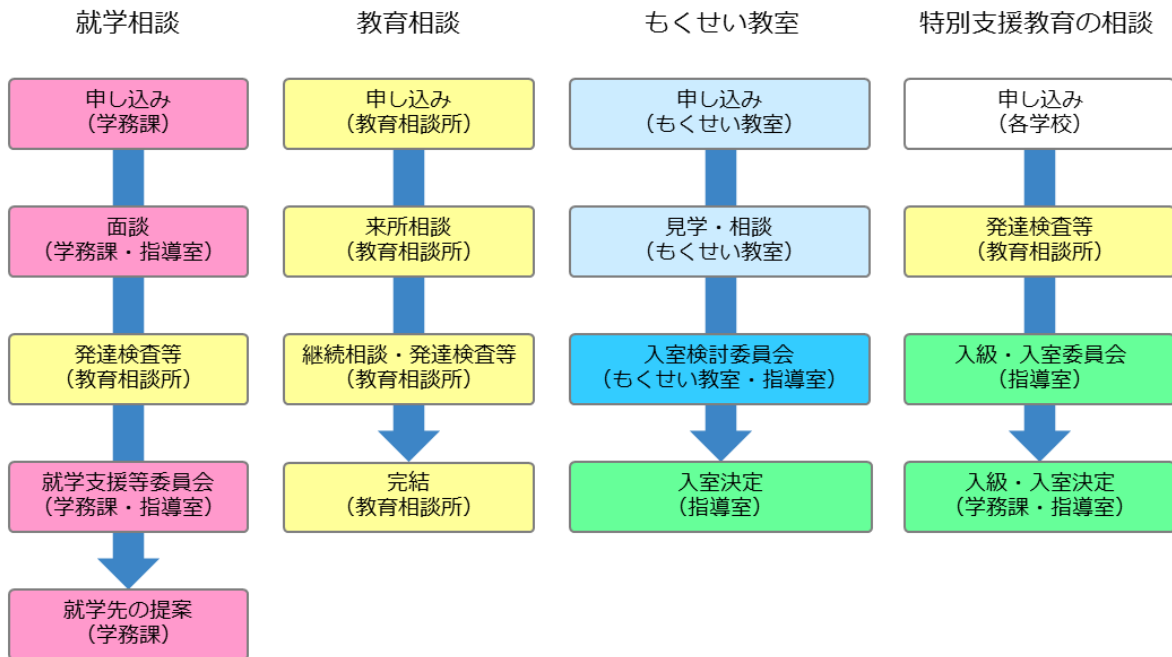
相談の方法については、現状は来庁による面接相談を基本としていますが、今後、ICT機器等を活用した相談体制の構築も検討し、来庁による相談が難しい児童・生徒、保護者への相談対応の充実を図っていきます。

さらには、大学や医療機関等の専門的な知見による支援を行うために、大学や医療機関等との連携を図るとともに、関係する地域団体等との連携を図っていきます。職員の専門性を向上させるためにも、研修を継続的に実施するとともに、教育相談の専門家による指導・助言についても定期的に実施します。

相談窓口の変更イメージや相談の流れについては、次のイメージ図を参考にしてください。

## 相談窓口の変更イメージ

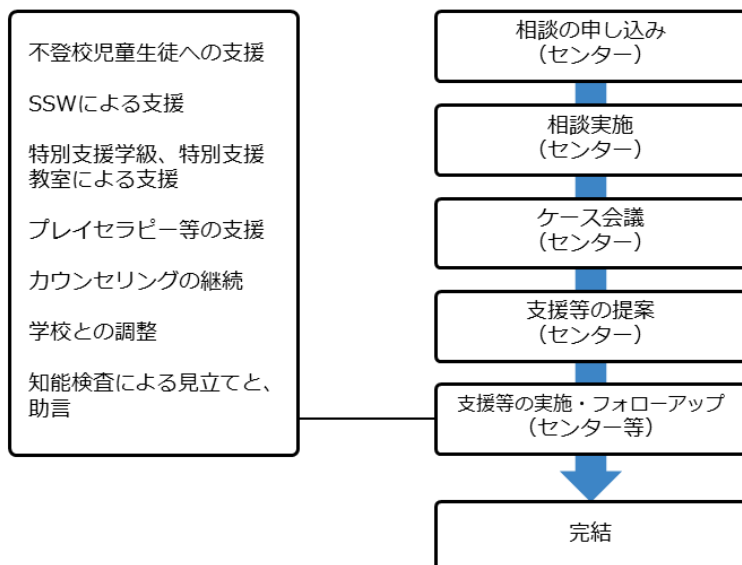
現状の各種相談のながれ



相談内容によって、相談先や関係する機関が異なっていたり、複数の機関が入り組んでおり、相談者にとって相談しやすい相談体制になっていない。

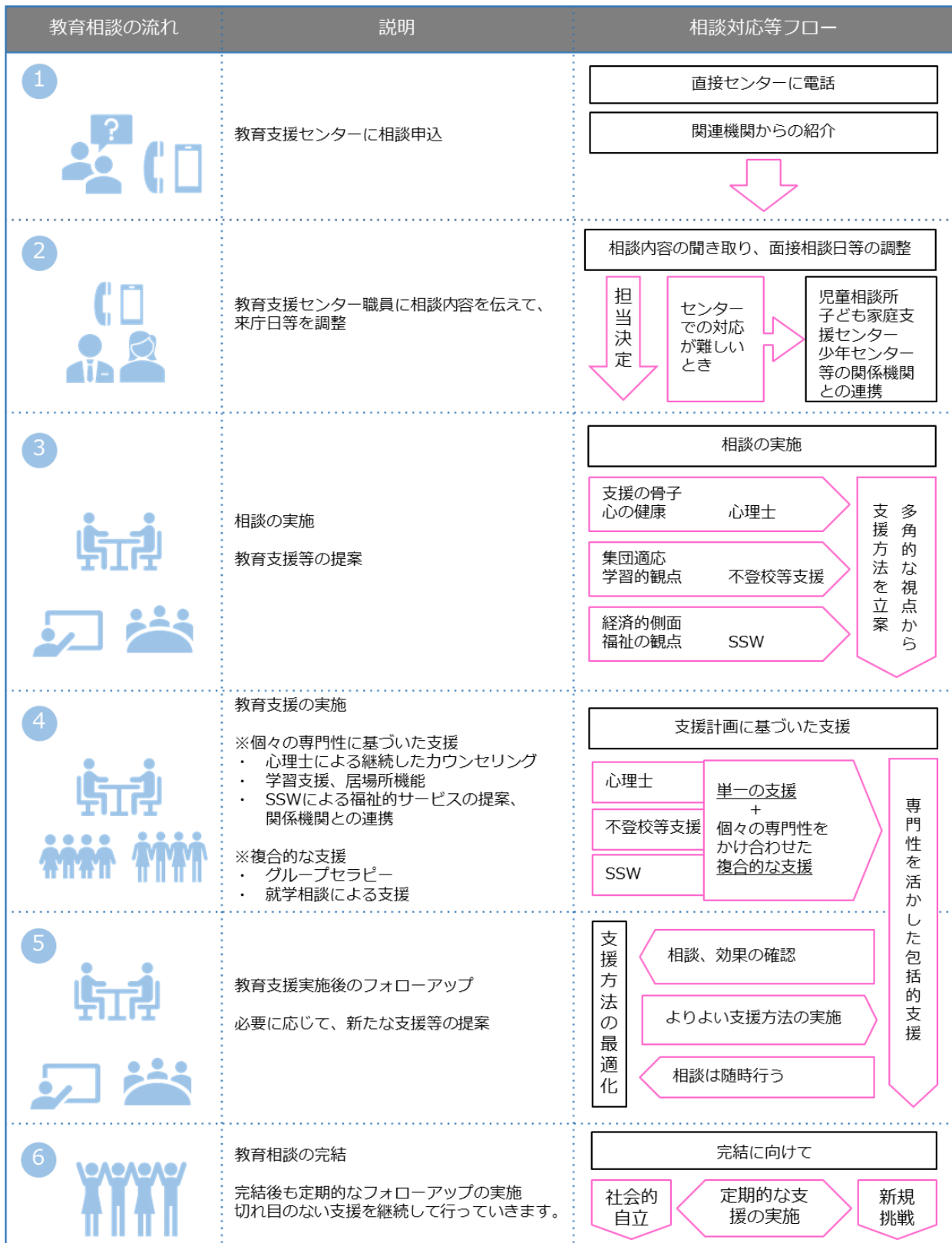
### それぞれの相談窓口を集約

教育支援センターの相談のながれ（イメージ）



窓口を集約し一本化することで、相談者にとって相談窓口が明確になる。各種専門職が教育支援センターに集約されることで、チームによる相談体制が構築され、多様な教育支援を個々の状況に応じて行うことが可能となる。

教育支援センターによる相談の流れ（詳細イメージ）



教育支援センターの設置により、全ての教育相談は1つの窓口で相談することが可能となり、個々の状況に応じた必要な教育支援を提供することが可能となります。また、コーディネーターを中心としたチームでの教育支援を行うことで、単一の専門職による教育支援から、複合的な教育支援へと、支援の充実を図ります。

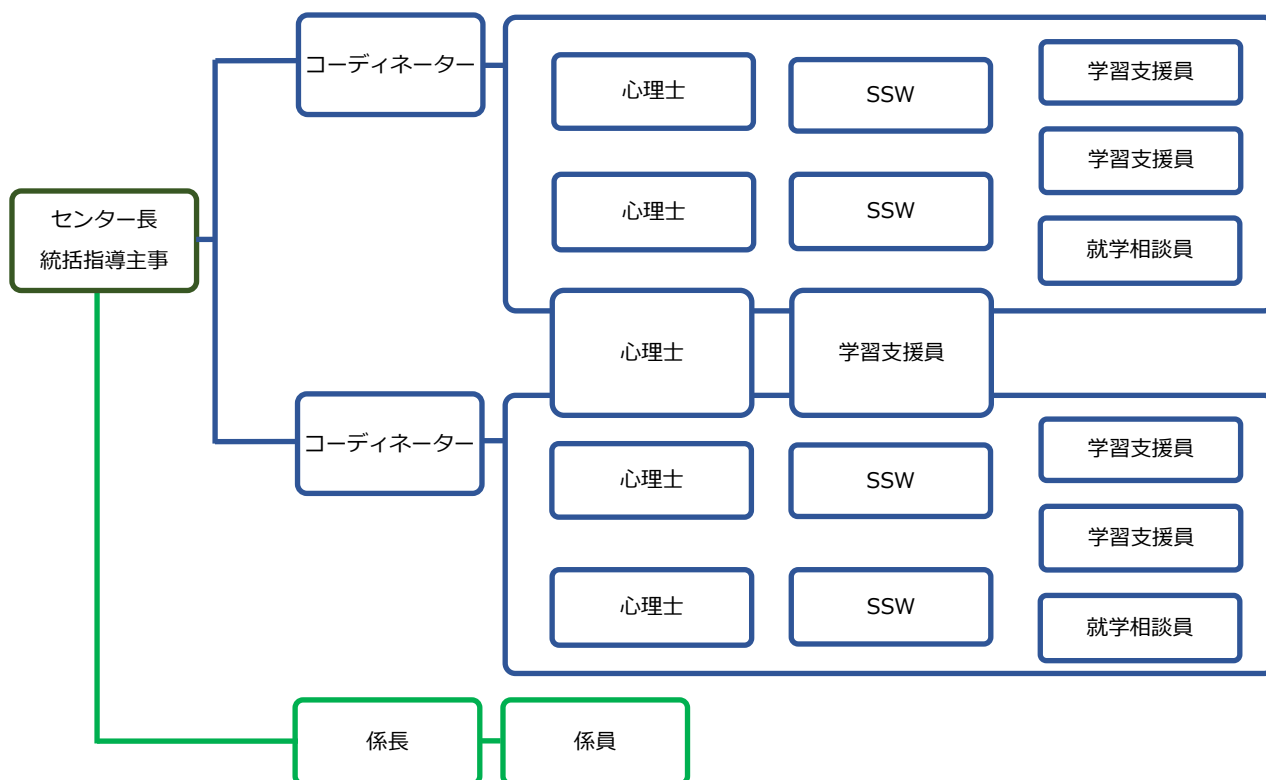
## 教育支援センターの組織体制について

教育支援センターによる組織体制は、現在のもくせい教室、教育相談所、スクールソーシャルワーカー等の職員を教育支援センター職員へと位置付けます。

また、就学相談に従事している学務課の職員、特別支援教育に従事している指導室の職員についても教育支援センター職員へ配置し、教育支援センターの組織体制を構築します。

職名	任用区分	配置人数	業務内容
センター長	統括指導主事	1人	センター業務の総括
係長	市職員	1人	予算、服务等管理
係員	市職員	1人	予算、服务等管理
コーディネーター	市会計年度任用職員	2人	教育支援のコーディネーター
相談支援員（心理士）	市会計年度任用職員	5人	教育相談支援
相談支援員（SSW）	市会計年度任用職員	4人	教育相談支援（学校巡回含む。）
相談支援員（就学）	市会計年度任用職員	2人	就学相談支援
相談支援員 （学習等支援員）	市会計年度任用職員 都会計年度任用職員	2人 3人	不登校児童・生徒支援
職員人数		21人	

〈教育支援センターの組織体制（イメージ）〉



※ 配置人数、組織体制等は現時点のものであり、今後の更なる検討により変更する場合があります。

## 教育支援センターの施設について

教育支援センターの施設については、現状の教育相談所、もくせい教室を設置している施設からの移転を検討することとします。センター化により、教育支援センターで従事する職員の人数が増えることや、現状の施設課題を改善し、更なる教育支援の充実を図るため、施設規模の拡大及び設備の充実を検討します。

### ■ 施設の規模

施設の規模については、参考数値として、庁舎建設などにおいて他の自治体でも採用されている総務省の地方債同意等基準運用要綱（平成22年度）、他自治体の教育支援センター（近年新たに施設の設置をした自治体）の敷地面積を踏まえて試算しました。

なお、試算した敷地面積は現時点の参考数値であり、今後の更なる検討により精査する必要があります。

総務省「平成22年度 地方債同意等基準運用要綱」による算定方法

区分	積算				面積 (㎡)
	役職	職員数	換算率	換算職員数	
(ア) 事務室	課長	1	5	5	117
	係長	1	2	2	
	一般事務（事務）	1	1	1	
	会計年度任用職員	18	1	18	
	計	21	-	26	
	面積計算	換算職員数 26 人 × 基礎面積 4.5 ㎡ = 117 ㎡			
(イ) 倉庫	117 ㎡ × 13% = 15.21 ㎡				15.21
(ウ) 会議室等（※1）	7 ㎡ × 21 人 = 147 ㎡				147
(エ) 玄関・廊下等（※2）	(117 ㎡ + 15.21 ㎡ + 147 ㎡) × 40% = 111.684 ㎡				111.684
標準面積の合計					390.894
その他必要なスペース	個別相談室（1室9㎡） 5部屋 × 9㎡ = 45㎡				45
	教室（大教室 27.5㎡、小教室 10㎡、フリースペース 27.5㎡） 大教室 1部屋 × 27.5 = 27.5㎡ 小教室 2部屋 × 10 = 20㎡ フリースペース 1室 × 27.5㎡ = 27.5㎡ 27.5㎡ + 20㎡ + 27.5㎡ = 75㎡				75
	プレイルーム 1室 20㎡				20
	待合兼情報コーナー				10
	その他必要なスペースの合計				150
合計				540.894	

（※1）会議室等 : 会議室、電話交換室、トイレ、洗面所その他の諸室

（※2）玄関・廊下等 : 玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分

【参考】これまでの施設面積

区 分	面 積 (㎡)
事務室 (職員室)	36.5
相談室、プレイルーム	35
教室	59.25
その他 (廊下、トイレ等)	30.05
計	160.80

※ 令和4年4月より、国立大学法人東京学芸大学の施設（教室1：75㎡、教室2：54㎡の2室）にもくせい教室を設置して活動を行っています。

■ 教育支援センターの施設等

教育支援センターの事業を行うために、教育相談機能、不登校児童・生徒の支援機能について、それぞれ以下の施設等の整備を検討します。

「教育相談機能」

- 相談者が安心した雰囲気や相談や検査を受けられるよう、防音など、プライバシーに配慮がされている相談室及び検査室  
 相談室は、現状の2室から就学相談及び特別支援教育の相談の増を想定して4室、知能検査等を実施する部屋を1室の計5室
- 行動観察、心理療法、プレイセラピーを行うため、教育相談所にあるプレイルームの充実が必要であり、ボールプールなどの運動器具を設置する設備や箱庭や玩具等を保管できる部屋として1室

「不登校児童・生徒の支援機能」

- 不登校児童・生徒の個々の状態に応じた適切な指導を行うために、集団で活動する部屋、個別に学習する部屋、クールダウンやリラクセスできる部屋の計3室
- スポーツ活動や多目的な活動を行う場所としてフリースペースを1室（スペースの確保が困難な場合は、近隣の公共施設、体育館や公園の活用ができる場所が望ましい。）
- 学習支援として、ICT機器を効果的に活用できる環境を整える。

「その他」

- チームでの支援を行うため、職員室は1つの職員室とする。

- ・ ケース会議等のため会議室
- ・ 相談者や保護者等が、交流できるようなラウンジ
- ・ プレイルームで不登校児童生徒支援のための機材等を保管する倉庫
- ・ 配慮が必要な児童・生徒のために、施設の出入り口は2か所以上
- ・ 市、国、東京都が発行した教育に関する刊行物や各校で実施した研究発表会での資料等、教材研究に必要な資料を市民、教員がいつでも閲覧できる資料室

## 設置手法等について

教育支援センターの設置について、一般的に想定される設置手法等は市が所有する既存施設を活用する方法、新たに市が建物を取得する方法、民間事業者の物件を賃貸して設置する方法が想定されます。どの方法で設置するかについては、市全体の公共施設マネジメントの中で、今後検討していきます。

### ■ 市が所有する既存施設を活用する場合の手法

既存施設の活用が考えられます。その場合、必要に応じて施設の改装等を行います。

### ■ 建物を取得する場合の手法

従来方式と民間活力を活用した事業手法があります。

従来方式は、設計や建築工事等について入札等により発注を行い、建物を建設します。

民間活力の活用とは、民間ノウハウを生かした発注方法であるDB方式（※）やDBO方式、民間資金を活用するPFI（※）が考えられます。

#### DB方式（設計施工一括発注方式）

市が施設に必要となる規模や性能等を要求水準書で示し、設計及び工事を一括で発注する方式。（維持管理は市が行う。）

材料や工法等の仕様は民間事業者の裁量に任されるため、工事費の低減が従来方式より見込まれる。また設計施工一括発注により、発注の事務手続きが省略でき、設計者と施工者が連携することで実施設計業務等の設計費や設計期間の縮減が図れ、工期と費用の縮減が可能となる。

#### DBO方式（設計施工維持管理一括発注方式）

市が施設に必要となる規模や性能及び維持管理業務の内容を要求水準書で示し、設計及び工事と施設の維持管理業務を一括で発注する方式。民間事業者の維持管理を前提に材料や工法等の仕様が民間事業者の裁量に任されるため、工事費及び維持管理費の低減が従来方式やDB方式より見込まれる。また設計施工一括発注により、設計費や設計期間の縮減が図れ、工期と費用の縮減が可能となる。

#### PFI

設計・工事から施設維持及び管理に至るまでの全部または一部を民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して、適切なリスク分担のもと効率的・効果的なサービスの提供を図ることで、従来方式に対して事業費が縮減可能となる。

市は施設整備費を事業者に契約期間内に割賦で支払うこととなり、費用の平準化が図れる。市はPFI事業を導入する手続きを経て事業者を選定した後、事業者と事業契約を結び、事業（設計、工事、運営）を実施する。

### ■ 建物を賃借する場合

教育センターの条件を満たした建物として民間事業者が整備したうえで借り上げる場合と、民間事業者の建物（既存建物等）を借り上げたうえで内装や設備等を市が整備する場合の2通りが考えられます。



## 今後について

ここまで、もくせい教室、教育相談所の今後の在り方として、教育支援センターにおける必要な機能を整理するとともに、施設整備に向けた基本的な考えを示しました。

教育支援センター基本構想を実現するためには、必要な施設の確保、組織改正、相談体制の整備などについて今後計画的に取り組むことが必要です。

今後の想定スケジュールについては、市全体の公共施設マネジメントなどの各種計画の内容を踏まえながら、必要な施設の確保や庁内調整、組織改正などの作業を行い、教育支援センターでの「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援、切れ目ない支援」の実現に向けて取り組んでまいります。

3

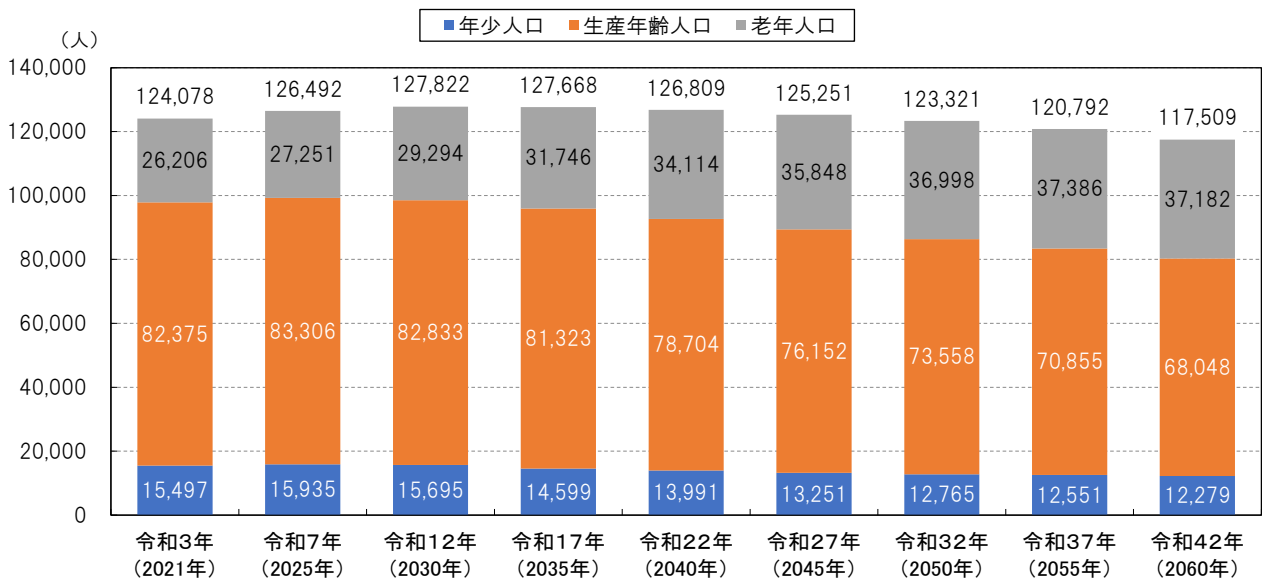
## 現状と課題

## 市の人口について

市の人口は、令和3年4月1日時点で124,078人（0-14歳の年少人口は15,497人）です。今後の市の将来推計人口として、令和3年5月に策定された小金井市人口ビジョンでは、令和42年（2060年）の小金井市の総人口は117,509人（0-14歳の年少人口は、12,279人）と推計しています。

5年ごとの年齢3区分別人口の推移

図表2-0



小金井市人口ビジョンより

## 小金井市立小中学校の児童・生徒数の推移について

小金井市立小中学校の児童・生徒数は、平成20年度から令和2年度までの推移を見ると、小学校では増加傾向、中学校は減少傾向になっています（図表2-1、2-2）。特別支援学級については、平成20年度から令和2年度において、小学校は4学級31人から7学級52人、中学校は2学級16人から5学級37人と、学級数、児童・生徒数ともに、おおよそ2倍になっており、特別な支援が必要な児童・生徒への支援ニーズが増えていることが分かります。

市立小学校の児童数等の推移

図表2-1

年 度	学校数	学級数	総数（人）	1学級当たりの 児童数（人）	特別支援学級	
					学級数	総数（人）
平成20年度	9	155	5,037	32.50	4	31
平成21年度	9	156	5,099	32.69	6	36
平成22年度	9	157	5,191	33.06	6	40
平成23年度	9	161	5,155	32.02	7	44
平成24年度	9	161	5,002	31.07	7	47
平成25年度	9	156	4,861	31.16	7	43
平成26年度	9	154	4,882	31.70	7	45
平成27年度	9	152	4,846	31.88	7	49
平成28年度	9	157	4,921	31.34	7	49
平成29年度	9	158	5,056	32.00	8	50
平成30年度	9	163	5,177	31.76	8	50
令和元年度	9	169	5,429	32.12	8	51
令和2年度	9	174	5,592	32.14	7	52

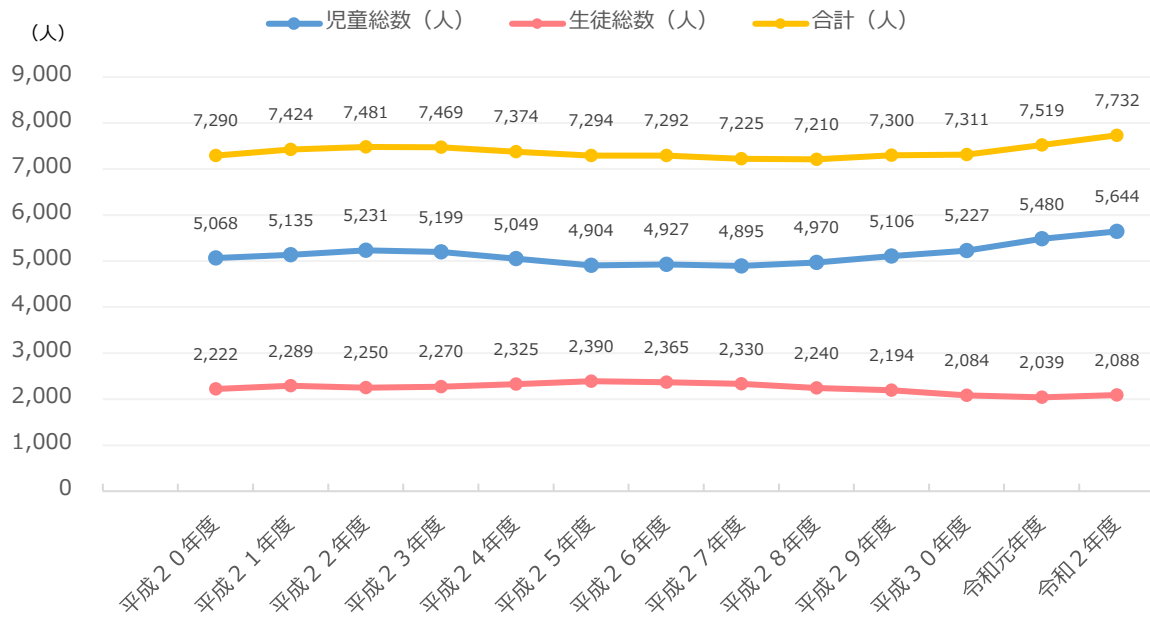
市立中学校の生徒数等の推移

図表2-2

年 度	学校数	学級数	総数（人）	1学級当たりの 生徒数（人）	特別支援学級	
					学級数	総数（人）
平成20年度	5	64	2,206	34.47	2	16
平成21年度	5	65	2,273	34.97	2	16
平成22年度	5	64	2,227	34.80	3	23
平成23年度	5	65	2,248	34.58	3	22
平成24年度	5	65	2,302	35.42	3	23
平成25年度	5	67	2,364	35.28	4	26
平成26年度	5	67	2,338	34.90	4	27
平成27年度	5	65	2,300	35.38	6	30
平成28年度	5	65	2,208	33.97	5	32
平成29年度	5	63	2,149	34.11	7	45
平成30年度	5	61	2,040	33.44	7	44
令和元年度	5	59	1,998	33.86	7	41
令和2年度	5	59	2,051	34.76	5	37

市立小中学校の児童・生徒数の推移

図表 2 - 3



## もくせい教室の現状と課題

もくせい教室は、平成6年に心理的要因等により登校することに困難を抱えている児童及び生徒に対して、適切な指導及び援助を行い、児童・生徒の在籍校への復帰を図るために設置されました。

もくせい教室では、基本的な生活習慣の習得に関すること、学習の遅れやつまずき等の解消に関すること、在籍校への復帰を図るための条件整備に関すること等について、児童・生徒の個々の状況に応じた支援を行い、一人一人が社会的に自立していけるような力を身に付けられることを目指しています。

現在は、国立大学法人東京学芸大学（以下「学芸大学」といいます。）の施設に教室2室があり、職員体制は、室長に指導室長、指導員6人（学校管理職経験者、教員免許状を所有している者）で運営をしています。

通室している児童・生徒は、個々の状況に応じて学習活動等を行っています。また、心理面の支援として、シャトー小金井別館3階の施設内に設置されている教育相談所の心理士との連携によりカウンセリングも行っています。学芸大学の施設に設置したもくせい教室では、学芸大学の専門的な知見等による支援をいただきながら、もくせい教室の活動の充実に努めています。

近年、在籍校へ登校することに困難を抱えている小金井市立小中学校の児童・生徒数は、全国及び東京都と同様に小学校、中学校ともに年々増加しており、同様にもくせい教室に通室している児童・生徒数も増加傾向になっています。

### ■ もくせい教室の課題

もくせい教室における課題として、シャトー小金井別館の施設では、全体での学習活動の他、個別学習を行う個室スペースが不足していること、運動などをするスペースがないため体を動かす機会が少ないこと、バリアフリーの施設ではないことなど、施設そのものの機能が限られており、児童・生徒の個々の状況に応じた支援が難しい面がありました。

令和4年4月より設置した学芸大学のもくせい教室において、全体での学習活動や運動をすることができるスペース等の環境改善を行ったところですが、年々増加する不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援を行うためには、引き続き学習環境等の改善を行う必要があります。

児童・生徒が抱えている悩みや不安などは様々であり、その中には発達障害等により生じる学習面のつまずき、行動面、対人関係などに困難を抱えているケースも見られます。

発達障害と不登校との関係性については、平成28年7月の不登校に関する調査研究協力者会議による「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」においても、不登校特例校に関する記述において「発達障害等、不登校児童生徒の背景も多様化していることから、様々なケースに対応できる専門スタッフの配置や教員の不足等が課題となっていることが確認された。」とあり、そ

の関係性について報告されています。

このことから、もくせい教室に通室する児童・生徒への支援を行うためには、特別支援教育の視点も踏まえながら、児童・生徒一人一人の個々の状況をしっかりとアセスメントし、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが重要であり、そのためには関係する職員がチームとして支援する体制の構築が必要です。

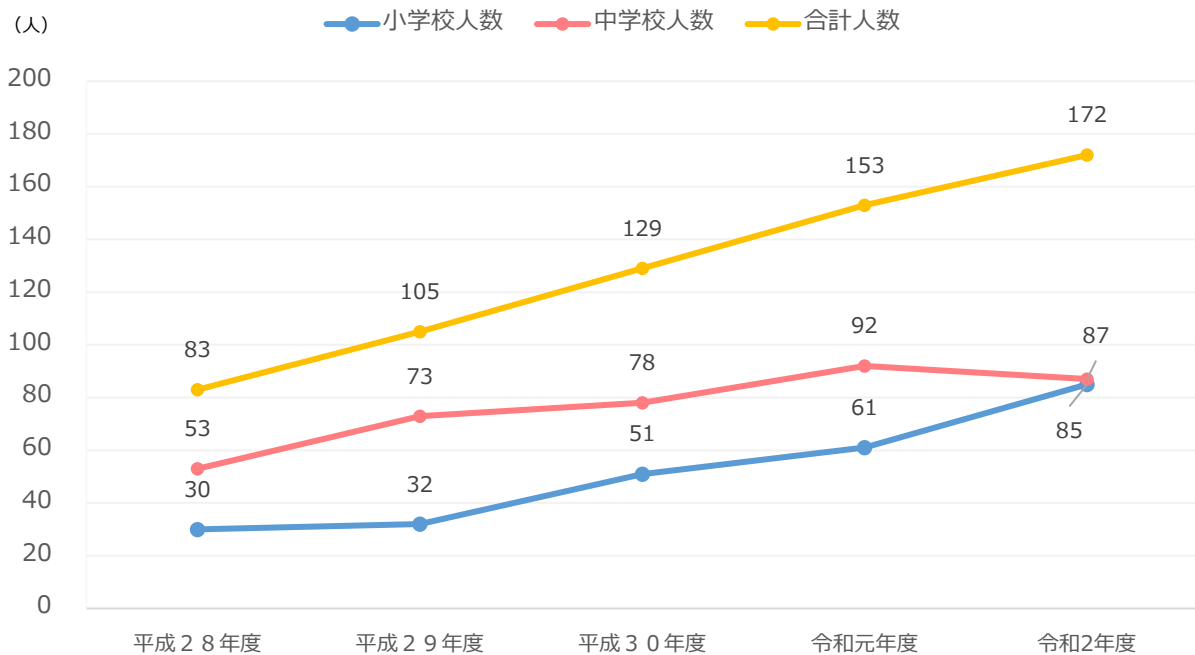
不登校児童・生徒数等の推移について

図表2-4

	小金井市				東京都			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	人数 (人)	出現率 (%)	人数 (人)	出現率 (%)	人数 (人)	出現率 (%)	人数 (人)	出現率 (%)
平成28年度	30	0.60	53	2.37	2,944	0.55	8,442	3.60
平成29年度	32	0.63	73	3.33	3,226	0.56	8,762	3.78
平成30年度	51	0.98	78	3.74	4,318	0.74	9,870	4.33
令和元年度	61	1.11	92	4.51	5,217	0.88	10,851	4.76
令和2年度	85	1.42	87	3.95	6,317	1.06	11,371	4.93

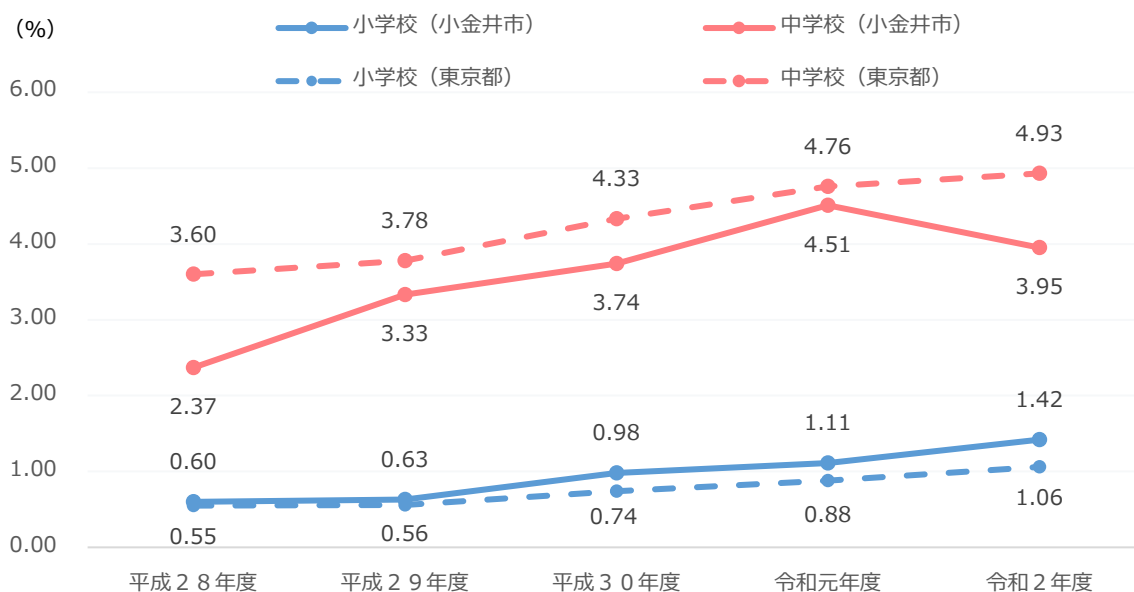
小金井市立小中学校における不登校児童・生徒数の推移

図表2-5



不登校児童・生徒数の出現率の推移

図表 2-6



もくせい教室の通室登録人数の推移について

図表 2-7

単位：人

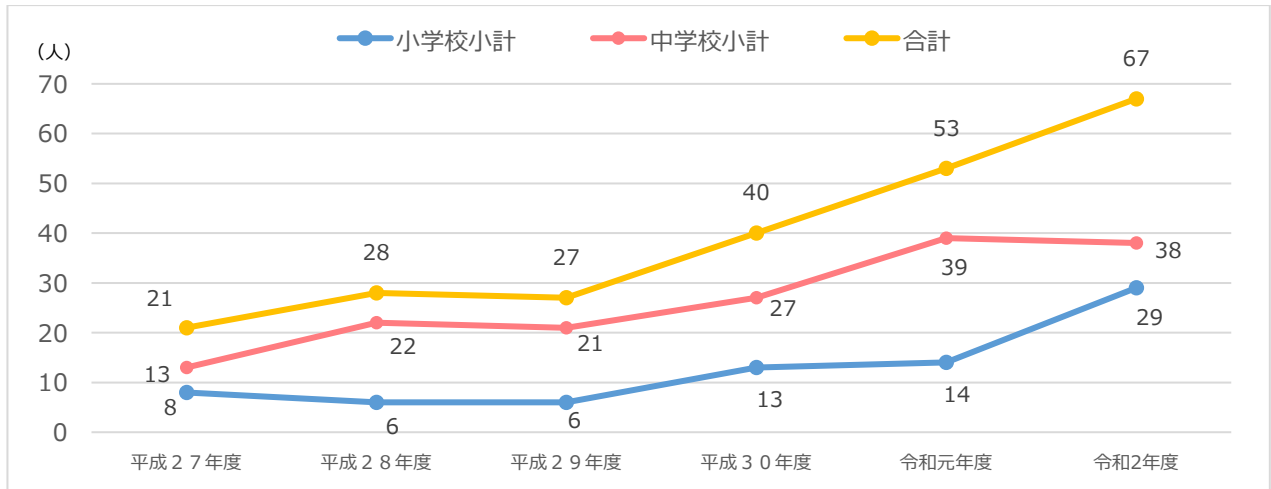
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小 1	0	0	1	0	0	4
小 2	1	0	1	0	2	1
小 3	0	0	0	1	0	7
小 4	1	1	0	3	5	4
小 5	3	1	3	4	2	7
小 6	3	4	1	5	5	6
小学校小計	8	6	6	13	14	29
中 1	3	9	6	4	6	12
中 2	4	8	4	13	10	13
中 3	6	5	11	10	23	13
中学校小計	13	22	21	27	39	38
合計	21	28	27	40	53	67



もくせい教室の通室登録人数の推移について

図表2-8

単位：人



もくせい教室の月別通室状況の推移について

図表2-9

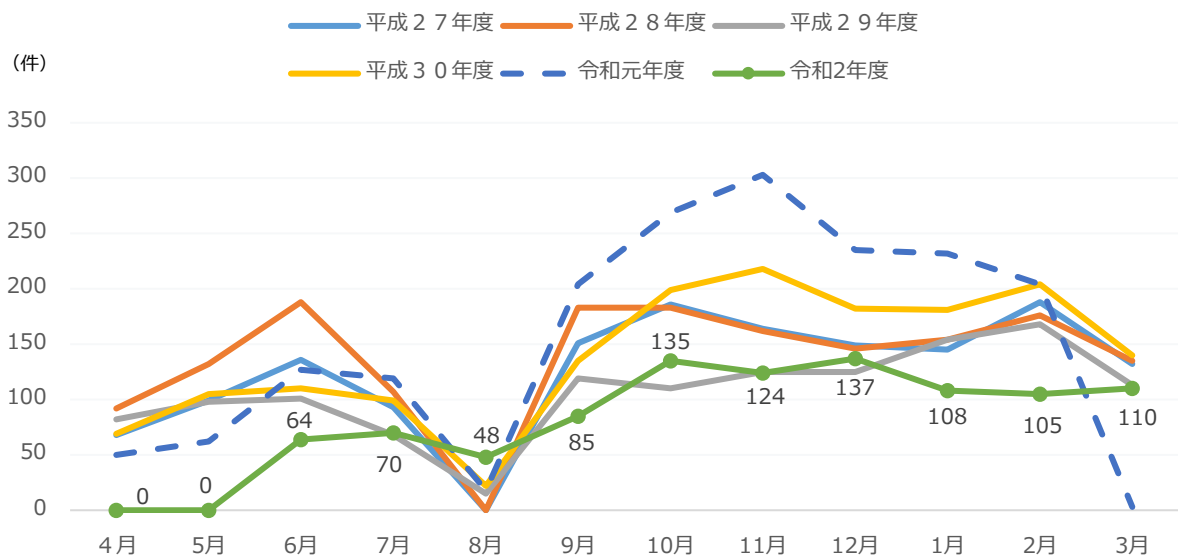
単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度	68	99	136	93	0	151	186	164	149	145	188	132
平成28年度	92	132	188	107	0	183	183	162	146	154	176	135
平成29年度	82	98	101	68	15	119	110	125	125	154	168	113
平成30年度	69	105	110	99	22	135	199	218	182	181	204	140
令和元年度	50	62	127	119	18	204	269	303	235	232	204	3
令和2年度	0	0	64	70	48	85	135	124	137	108	105	110

※ 令和元年度の3月及び令和2年度の4月、5月は、新型コロナウイルス感染症により臨時休室

もくせい教室の月別通室状況の推移について

図表2-10



## 教育相談所の現状と課題

教育相談所は、昭和44年に市内在住の幼児・児童・生徒の教育指導上の諸問題についての相談に応じ、教育の充実を図るために設置されました。

教育相談所では、学業・知能の相談に関すること、性格・行動の相談に関すること、進路・適性の相談に関すること、精神・身体の相談に関すること等を行い、幼児、児童・生徒及びその保護者の抱えている不安や悩みの解消を図っています。

現在の設置場所は、シャトー小金井別館3階（小金井市本町6-5-3）で、施設には、相談室2室、プレイルーム1室、待合室1室、事務室1室（もくせい教室の事務室と同室）があります。

職員体制は、所長に指導室長、相談員7人（学校管理職経験者、臨床心理士又は公認心理士の資格を取得している者）を配置しています。

相談業務は、「面接相談」、「電話相談」、「メール相談」により行っており、相談件数は年々増加している状況で、相談内容の主訴割合が高いものは、「不登校」、「発達に関すること」です。

### ■ 教育相談所の課題

教育相談所における課題は、相談室、検査室の部屋数や防音対策が不足していること、プレイルームが狭いこと、バリアフリーの施設でないことなど、施設規模等が限られており、児童・生徒及びその保護者の相談に対応することが難しい面があります。

また、電話相談、メール相談の件数が少ないことから、来所相談できない児童・生徒及びその保護者に配慮した相談しやすい環境の整備が必要です。

さらには、相談内容の主訴割合が高い「不登校」と「発達に関すること」に関連する業務として、もくせい教室、特別支援教育に関する業務の一部を担っているところですが、特別支援教育は学務課と指導室など、内容によってその所管が異なるため、情報共有等の各種調整に時間を要するという課題があります。この状況は、相談者である幼児、児童、生徒及びその保護者にとっても、1つの相談に対して複数の窓口に行かなくてはならないため負担となっています。

相談者にとって安心して相談できる環境整備を行うために、就学前から一貫したチームで支援する切れ目のない相談体制の構築が必要です。

教育相談所の相談件数の推移

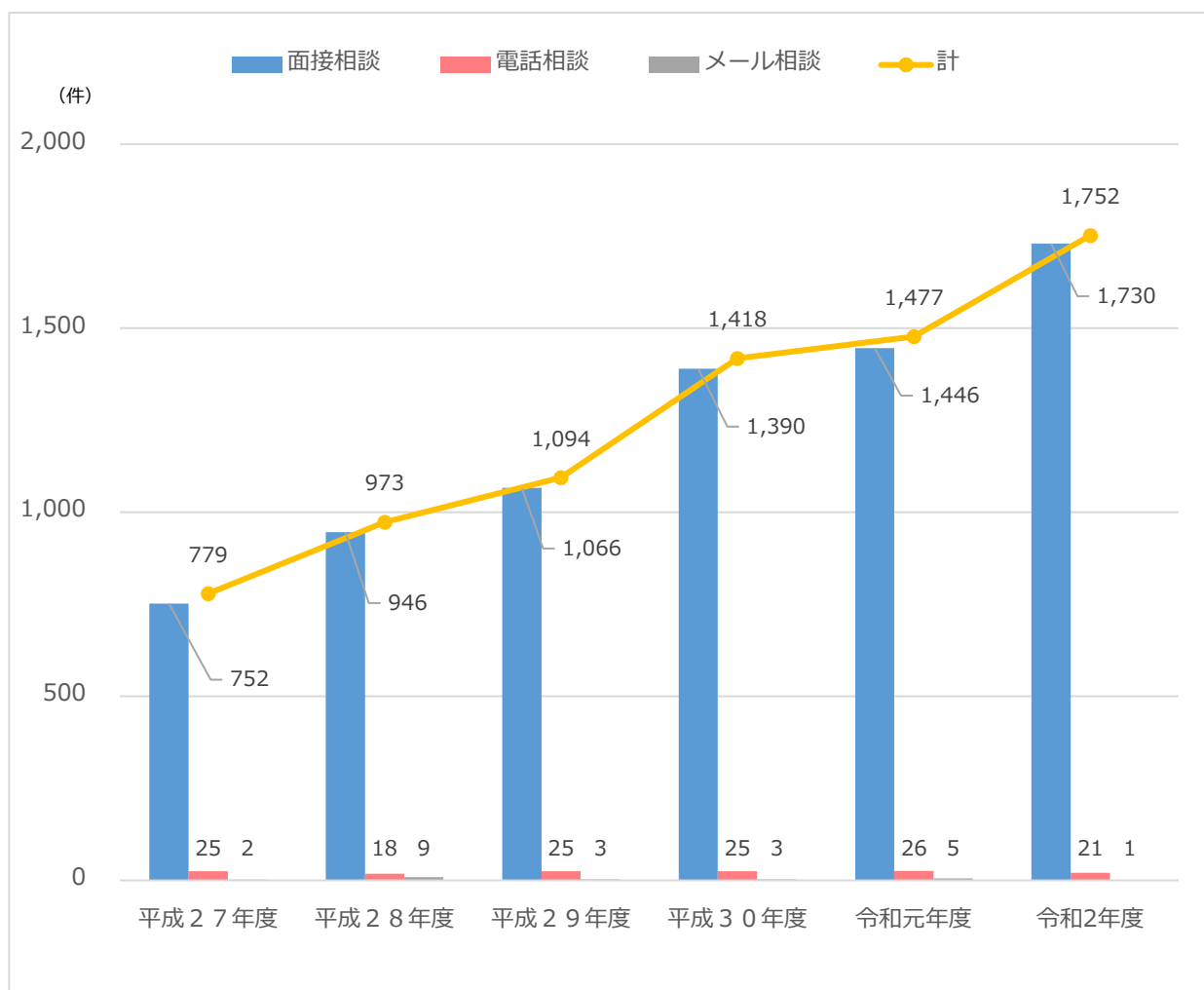
図表2-11

単位(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
面接相談	752	946	1,066	1,390	1,446	1,730
電話相談	25	18	25	25	26	21
メール相談	2	9	3	3	5	1
計	779	973	1,094	1,418	1,477	1,752

教育相談所の相談件数の推移

図表2-12



令和2年度 教育相談所における相談状況について

図表2-13

単位：件

	月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談延回数	来 所	58	65	95	119	146	139	195	162	186	186	178	201	1,730
	電 話	2	1	2	3	4	1	1	0	3	3	0	1	21
	メー ル	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	60	66	97	123	150	140	196	162	189	189	178	202	1,752
学 齢 別 件 数	就 学 前	2	2	2	1	1	3	3	1	2	4	4	4	29
	小 学 校	14	21	27	35	50	47	65	72	73	71	62	62	599
	中 学 校	6	5	7	9	13	16	16	13	19	22	18	16	160
	高 等 学 校	5	4	6	7	5	4	5	5	5	6	4	4	60
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	27	32	42	52	69	70	89	91	99	103	88	86	848
性 別	男	19	21	29	39	48	47	65	65	67	71	61	59	591
	女	8	11	13	13	21	23	24	26	32	32	27	27	257
	計	27	32	42	52	69	70	89	91	99	103	88	86	848
主 訴 別 相 談 内 容	不登校	11	10	17	24	20	23	29	25	24	26	27	28	264
	子育て・しつけ	2	3	3	1	2	2	3	2	2	7	8	6	41
	発達障害	4	6	7	8	13	13	13	13	12	12	11	5	117
	いじめ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	性格・行動上の問題	3	4	5	5	5	6	7	10	12	14	6	11	88
	学校・教師	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	3
	問い合わせ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	学業上の問題	4	3	4	8	18	10	20	21	24	23	22	21	178
	進路等	1	2	1	1	2	8	10	12	12	13	8	8	78
	家庭生活	1	1	2	2	4	5	3	5	7	5	3	4	42
	精神・身体・健康	0	1	1	0	1	2	2	2	2	0	1	2	14
	学校生活	0	1	1	2	2	0	0	1	2	1	2	1	13
	友人関係	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	3
	その他	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5
	計	27	32	42	52	69	70	89	91	99	103	88	86	848

継 続 件 数	継 続	113	113	120	122	135	165	184	213	227	249	268	280	
	新 規	0	7	2	13	31	19	29	16	23	20	16	12	188
	終 結	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	4	193	202
	計	113	120	122	135	165	184	213	227	249	268	280	99	

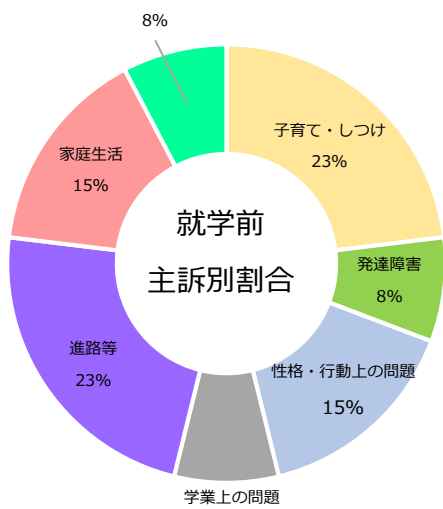
令和2年度 来所相談案件主訴別内訳（新規のみ）

図表2-14

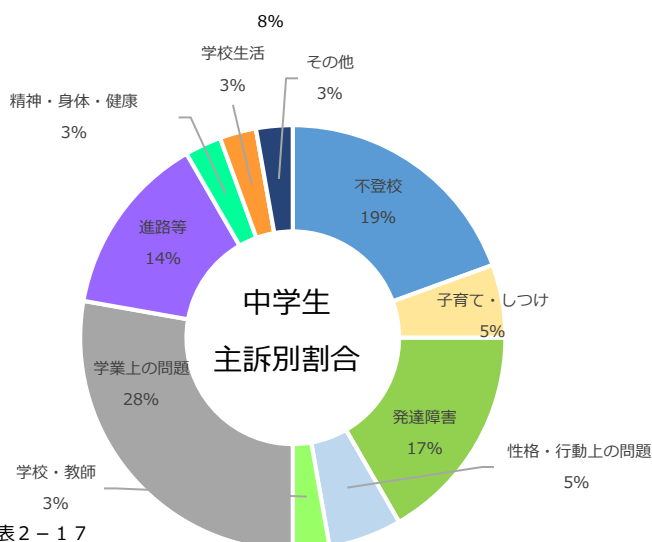
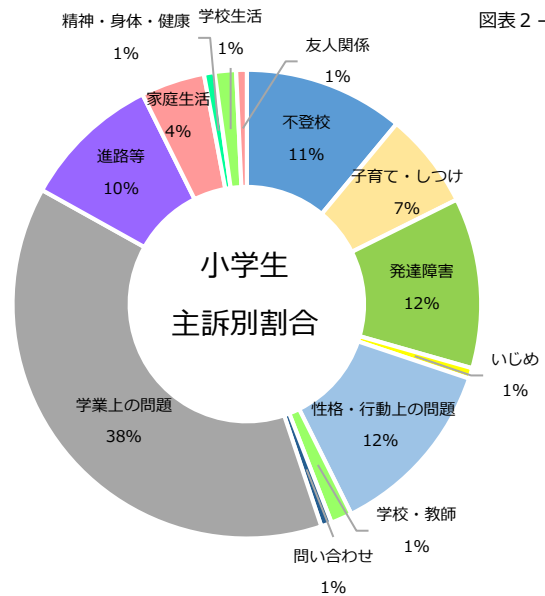
単位：件

主 訴	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
不登校	0	15	7	2	0	24
子育て・しつけ	3	9	2	0	0	14
発達障害	1	16	6	1	0	24
いじめ	0	1	0	0	0	1
性格・行動上の問題	2	17	2	0	0	21
学校・教師	0	2	1	0	0	3
問い合わせ	0	1	0	0	0	1
学業上の問題	1	52	10	0	0	63
進路等	3	13	5	0	0	21
家庭生活	2	6	0	0	0	8
精神・身体・健康	1	1	1	0	0	3
学校生活	0	2	1	0	0	3
友人関係	0	1	0	0	0	1
その他	0	0	1	0	0	1
計	13	136	36	3	0	188

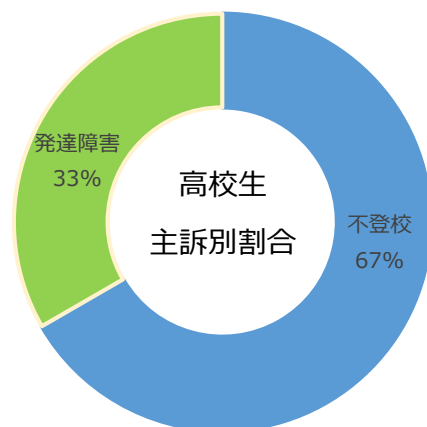
図表2-15 精神・身体・健康



図表2-16



図表2-17



図表2-18

## 特別支援教育の現状と課題

特別支援教育とは、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援教育は、障害のある児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

小金井市では、特別支援学級（固定学級と通級指導学級）、特別支援教室（巡回指導教室）を設置し、特別支援教育の推進に取り組んでいます。

### 「固定学級（知的障害）」

知的発達の遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象に、小学校では基本的な生活習慣の確立や体力づくり、日常生活に必要な言語（国語）や数量（算数）、生活技能などを学びます。

中学校では小学校の学びを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを学びます。また、必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を学びます。

### 「固定学級（自閉症・情緒障害）」

知的障害を伴わず、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である生徒、主として心理的な要因による選択性かん黙等があることで、社会生活への適応が困難である生徒を対象に、通常の学級と同じ教科等を学びながら、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関すること及び必要に応じて心理的安定や集団参加に関することを学びます。

### 「通級指導学級（難聴・言語障害）」

きこえにくさがある、正しく発音しにくい音がある、吃音がある（ことばの出にくさがある）、ことばの発達に遅れがある児童を対象に週1回から2回、きこえとことばの学習をします。1回の学習時間は、約1時間から1時間半です。一人一人の状態に応じた教育

プログラムを作り指導します。

### 「特別支援教室」

通常の学級に在籍する発達障害（自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害）等）で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒を対象に、ソーシャルスキルトレーニング（学校生活の中で適切な対人関係を築き、コミュニケーションがとれるように、言葉でのやりとりや相手の気持ちを考えるなどの学習）や読み書きの基礎的な学習を週に1時間から8時間、巡回指導教員が在籍校に巡回して指導を行っています。

これらの特別支援学級、特別支援教室による特別支援教育の実施の他、東京都立小金井特別支援学校（以下「特別支援学校」といいます。）のセンター的機能を活用し、特別支援学校と特別支援学級が連携して授業研究等を行い、特別支援学級及び特別支援教室の専門性向上を図る取組も行っています。

### 「就学相談」

就学前からの支援として、小学校・中学校の就学にあたって、心身の障害や発達のことなどで心配がある幼児、児童の保護者を対象に就学相談を実施しています。幼児・児童が持っている力を最大限発揮し、いきいきとした学校生活を送るためにどのような教育環境が望ましいか、専門の相談員が保護者に必要な情報を提供しながら一緒に考えていきます。

就学先の決定にあたっては、保護者、本人の教育的ニーズ、医師、臨床心理士、特別支援コーディネーター、特別支援学級等の教員など、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から決定していきます。

過去10年間の相談件数の状況を見ると平成26年度から増加傾向にあり、増加した要因の1つとしては、平成25年に開設した「児童発達支援センター（きらり）」との連携の効果が考えられます。今後も切れ目ない支援を充実させるため、連携を強化していくことが必要です。

## ■ 特別支援教育の課題

全ての学校、教室において、児童・生徒への理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行うためには、教員の理解並びに指導力向上に向けた取組の推進、

校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実が求められるところです。

また、特別支援学級数、在籍児童・生徒数が増加していることや、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒が一定数いると考えられていることから、特別支援教育へのニーズは今後も増えていくことが見込まれます。

さらには、近年、就学相談件数などが増加傾向にある中、多様化する相談内容にきめ細やかに丁寧な相談を行うことが必要ですが、就学相談、特別支援学級、特別支援教室の相談窓口が学務課、指導室と内容によって異なるため、具体的な支援までに各種調整に時間を要するという課題があります。この状況は、相談する幼児、児童及びその保護者にとっても、1つの相談に対して複数の窓口で相談しなければならないことから負担になっています。相談者にとって安心して相談できる環境整備を行うために、就学前から一貫したチームで支援する切れ目のない相談体制の構築が必要です。

特別支援学級等一覧

図表2-19

区分	校種	学校名	学級名「通称名」	対象
固定学級	小学校	小金井第一小学校	知的障害学級「梅の実学級」	知的障害
		小金井第二小学校	知的障害学級「さくら学級」	知的障害
		東小学校	知的障害学級「ひまわり学級」	知的障害
	中学校	小金井第一中学校	知的障害学級「G組」	知的障害
			自閉症・情緒障害学級「I組」	情緒障害等
		小金井第二中学校	知的障害学級「6組」	知的障害
通級指導学級	小学校	小金井第二小学校	聴覚障害通級指導学級「こだま（きこえ）学級」	難聴
			言語障害通級指導学級「こだま（ことば）学級」	言語障害
特別支援教室 (巡回型)	小学校	小金井第二小学校(※) 小金井第三小学校、緑小学校	特別支援教室「大空教室」	情緒障害等
		南小学校(※) 小金井第一小学校、東小学校	特別支援教室「くじらぐも教室」	情緒障害等
		小金井第四小学校(※) 前原小学校、本町小学校	特別支援教室「ひだまり教室」	情緒障害等
	中学校	緑中学校(※) 小金井第一中学校、小金井第二中学校 東中学校、南中学校	特別支援教室「 <sup>コスモス</sup> cosmos教室」	情緒障害等

※：拠点校



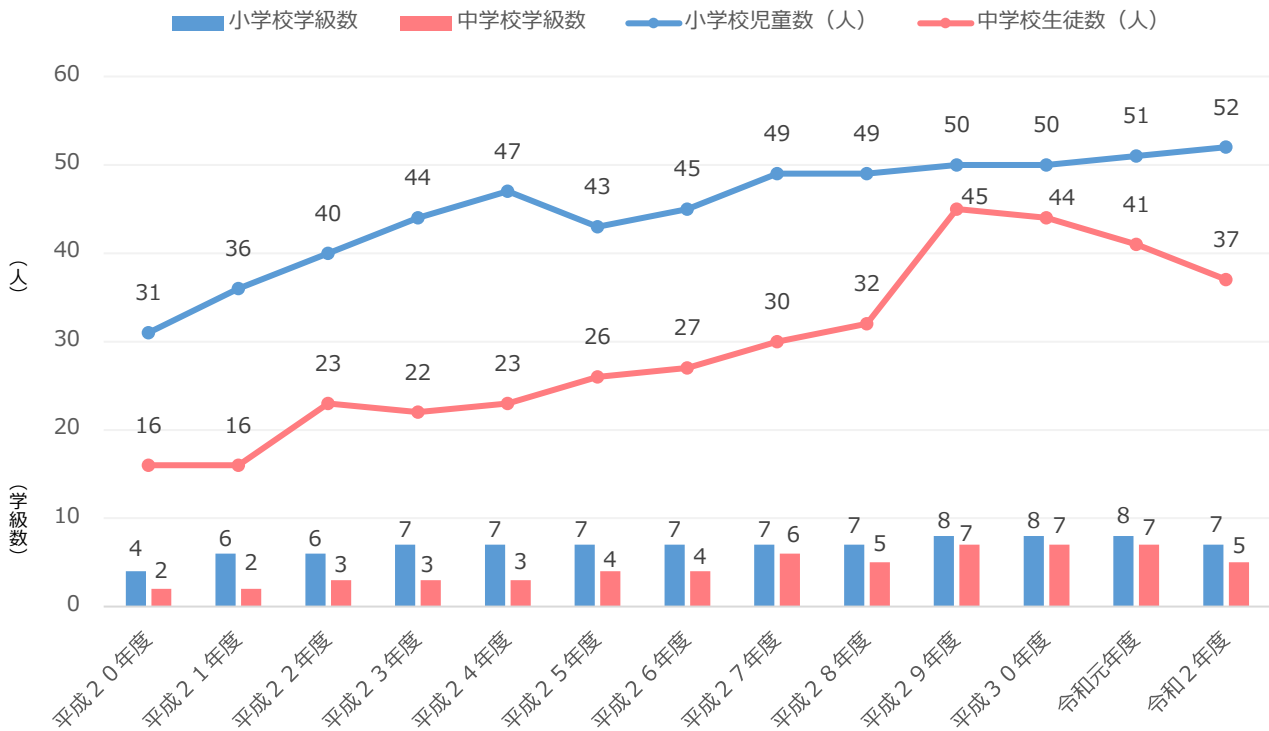
特別支援学級児童・生徒数等の推移について

図表2-20

年度	小学校学級数	中学校学級数	小学校児童数（人）	中学校生徒数（人）
平成20年度	4	2	31	16
平成21年度	6	2	36	16
平成22年度	6	3	40	23
平成23年度	7	3	44	22
平成24年度	7	3	47	23
平成25年度	7	4	43	26
平成26年度	7	4	45	27
平成27年度	7	6	49	30
平成28年度	7	5	49	32
平成29年度	8	7	50	45
平成30年度	8	7	50	44
令和元年度	8	7	51	41
令和2年度	7	5	52	37

特別支援学級児童・生徒数等の推移について

図表2-21



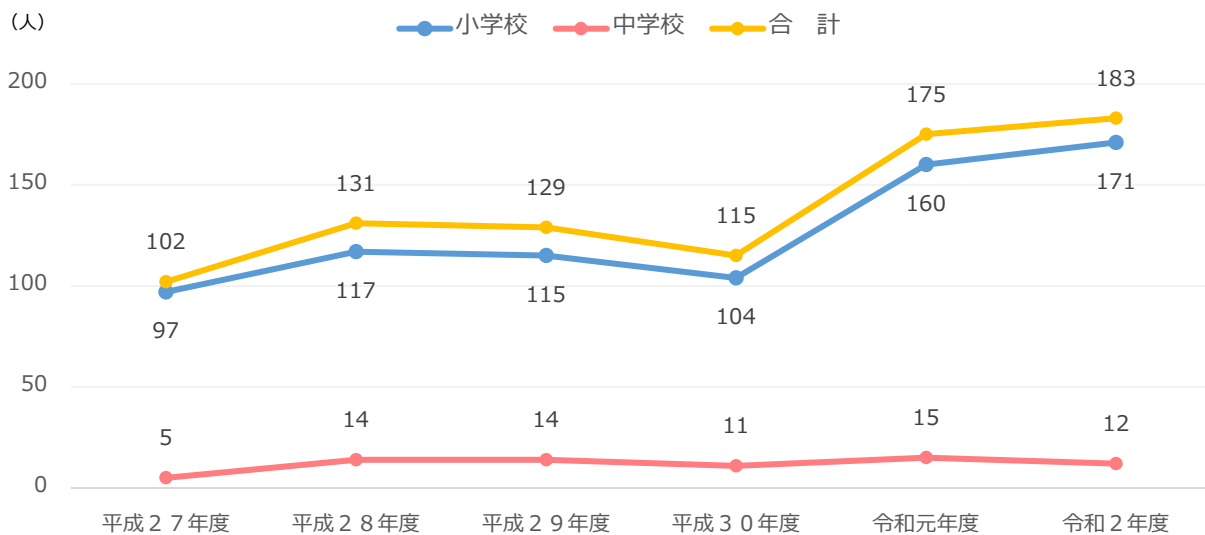
通級指導学級での指導及び特別支援教室での指導を受けている児童・生徒について 図表2-22

単位：人

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	97	117	115	104	160	171
中学校	5	14	14	11	15	12
合 計	102	131	129	115	175	183

※ 平成30年度から小学校、令和3年度から中学校で特別支援教室（巡回型）が開始になっています。

通級指導学級での指導及び特別支援教室での指導を受けている児童・生徒について 図表2-23



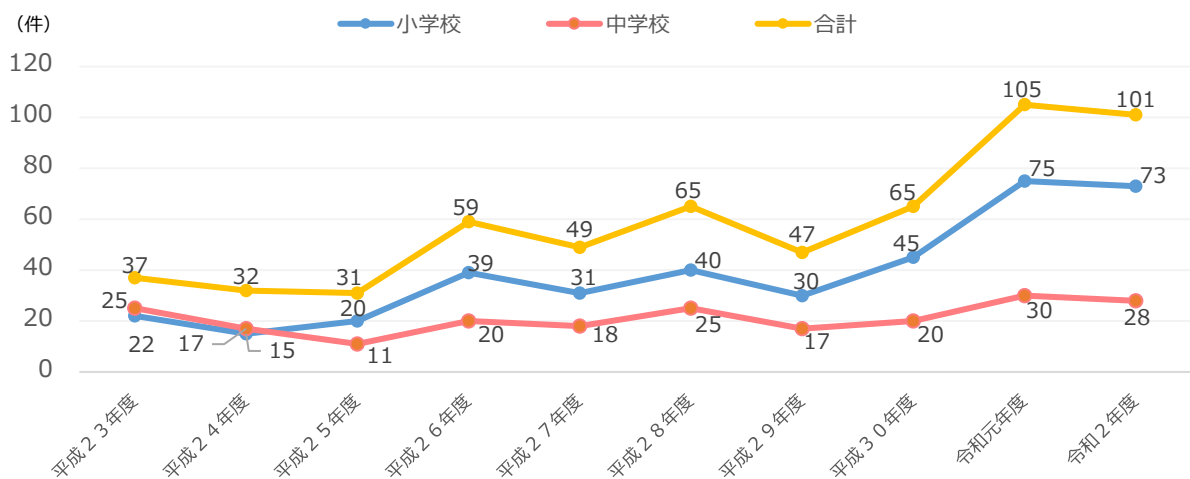
就学相談件数の推移

図表2-24

年度	小学校	中学校	合計
平成23年度	22	25	37
平成24年度	15	17	32
平成25年度	20	11	31
平成26年度	39	20	59
平成27年度	31	18	49
平成28年度	40	25	65
平成29年度	30	17	47
平成30年度	45	20	65
令和元年度	75	30	105
令和2年度	73	28	101

就学相談件数の推移

図表2-25



都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査

図表2-26

	通常の学級の幼児・児童・生徒数	発達障害と考えられる幼児・児童・生徒数	在籍率
幼稚園等	407,258人	20,770人	5.1%
小学校	552,897人	33,661人	6.1%
中学校	228,340人	11,326人	5.0%

※ 東京都教育委員会が実施した平成26、27年度に都内の幼稚園・保育所等、公立小中学校及び高校に対し、通常の学級における発達障害の児童・生徒等の在籍状況や支援の実態を把握するための調査より

## 現状と課題とその対応について

ここまで、市の人口、もくせい教室、教育相談所、特別支援教育の現状と課題についてまとめられました。

令和3年5月に策定された小金井市人口ビジョンによると、令和42年（2060年）の小金井市の総人口は117,509人（0-14歳の年少人口は、12,279人）と推計しているところです。市の人口は減少する傾向ではありますが、市立小中学校に在籍する児童・生徒及び保護者への教育相談等による支援は今後も継続して行う必要があります。

また、不登校児童・生徒の人数や教育相談の相談件数が増加していることや、教育相談所の相談内容が多様化している状況からも、不安や悩みを抱えている幼児、児童・生徒及びその保護者の個々の状況に応じた支援の充実が求められています。

さらには、特別支援学級の在籍児童・生徒数の増加、教育相談所の発達に関する相談が相談内容の多くを占めていること、東京都が実施した「都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査」において、通常の学級の幼児・児童・生徒における発達障害と考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は小学校では6.1%、中学校では5.0%であることから、特別支援教育に関するニーズは今後も増えていくとともに、個々の障害に応じた支援の更なる充実が必要になります。

平成31年3月の「小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」では、教育相談所や就学相談を知っている就学児童の保護者の割合は教育相談所が48.5%、就学相談が50.5%、中学校・高校年代の青少年が19.7%、教育相談所や就学相談をした就学児童の保護者の満足度は教育相談所が78.1%、就学相談が73.1%、今後も利用したい割合が教育相談は68%、就学相談が55%となっています。その他には不登校やいじめの支援体制、障害がある児童・生徒への支援の充実について意見があります。

幼児、児童・生徒及びその保護者が抱える不安や悩みは多様化している中、もくせい教室、教育相談所、特別支援教育の各機能が果たす役割は重要であり、各機能の現状の課題を踏まえた、施設面の改善及び充実を行うとともに、就学前からの切れ目のない支援体制として、各種専門職からなるチームとしての支援体制を確立する必要があります。

そのためには、相談・支援機能を1つに統合した、教育支援センターによる総合的な組織を構築し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援の充実、専門職による教育相談の充実を図り、ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援をコンセプトとした教育支援センターによる教育支援を行います。

4

## 資料

もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する  
庁内検討委員会の検討結果について

平成31年2月

もくせい教室に関する庁内検討委員会  
小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

## もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会の検討結果について

## 1 経過

児童・生徒等が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、児童・生徒等が持つ悩みや困難の解決には学校内の相談体制の充実のほか、学校外の機関の相談体制の充実が求められている。

国においては、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、東京都においても、平成29年2月に教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書の取りまとめを行うなど、児童・生徒等への教育支援に対する方向性を示している。

本市では、昭和44年に小金井市教育相談所（以下「相談所」という。）、平成6年にもくせい教室を設置するなど、児童・生徒等への教育支援に取り組んできたところであるが、施設の老朽化等の影響から平成29年第4回市議会定例会において、「もくせい教室」の環境改善を求める陳情書が採択され、より一層、教育支援の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、平成30年5月1日にもくせい教室に関する庁内検討委員会及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会（以下「両検討委員会」という。）を設置し、今後のもくせい教室及び相談所の在り方について検討を重ねた。

## 2 両検討委員会の委員構成

## (1) もくせい教室に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第一中学校長

## (2) 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第四小学校長

## 3 両検討委員会等の開催状況（両検討委員会は同時開催）

回数	開催日	検討等内容
第 1 回	平成 30 年 5 月 24 日（木）	現状把握及び意見の吸い上げ
施設見学	平成 30 年 6 月 26 日（火）	国分寺市、府中市の施設を見学
第 2 回	平成 30 年 7 月 24 日（火）	施設見学の報告及び意見の吸い上げ
第 3 回	平成 30 年 10 月 19 日（金）	これまでの検討内容を踏まえて、検討内容の取りまとめ
意見交換	平成 30 年 11 月 15 日（木）	もくせい教室に関して、陳情者との意見交換
第 4 回	平成 31 年 1 月 21 日（月）	検討内容の取りまとめについて最終確認

## 4 両検討委員会で各委員から出された意見

もくせい教室	相談所
<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校、中学校が同部屋ではなく別々の教室が必要</li> <li>・ 個別学習の対応ができるような部屋が複数必要</li> <li>・ 運動できるスペースが必要</li> <li>・ 調理実習、制作、音楽活動等ができる部屋、リラックスできる部屋が必要</li> <li>・ 建物の老朽化、教室が狭い、洋式トイレがないなど、施設面の改善が必要</li> <li>・ バリアフリーの施設</li> </ul> <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換すべき</li> <li>・ 学習面のサポートの充実</li> <li>・ 教材の充実（ICT機器など）</li> </ul>	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談室は3部屋以上（検査室が別途あれば現状の2部屋でも可）</li> <li>・ 検査室、相談室ともに防音対応がされている部屋が必要</li> <li>・ プレイルームの拡充</li> <li>・ トイレの洋式化</li> <li>・ 駐車場・駐輪場の設置</li> <li>・ 電話相談室の設置</li> <li>・ バリアフリーの施設</li> </ul> <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種専門職の配置</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い年代の指導員や各種専門職（臨床心理士、SSW）の配置</li> <li>・ 宿泊学習など教室外での活動の充実</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もくせい教室の機能と相談所の機能を一つに集約（教育支援センター）</li> <li>・ 指導室と同一の建物内に設置することができないか。</li> </ul>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談所では、就学相談、特別支援教育に関する業務があるが、就学相談は学務課、特別支援教育は指導室が担当となっており、所管が異なっている。相談者が就学前から卒業まで一つの窓口で継続して相談を受ける組織体制を構築して欲しい。</li> </ul>
---	--

## 5 陳情者との意見交換会での主な意見

### (1) もくせい教室の早期移転を含めて改善を

新庁舎完成後に空き施設などに移転するというスケジュールでは遅すぎる。

### (2) 不登校児童・生徒に対応できる場を

現在のあまり広くない教室では、不登校児童・生徒の生活（居場所）・学習の対応は難しいのではないか。

また、教材、カリキュラムの充実や児童・生徒の個々の状況（心の居場所が欲しい、学びたい、クールダウン）に対応することが難しいのではないか。

### (3) スタッフについて

若いスタッフ、心理専門スタッフの配置、スタッフの研修の充実を求める。

### (4) 保護者会について

現在は個人面談を実施しているが、保護者とスタッフが話し合える場を提供してほしい。

### (5) 他市、民間の状況は興味深いものがあり、そこから学び、不登校児童・生徒のために実践してほしい。

## 6 両検討委員会の意見のまとめ

両検討委員会から出された意見、陳情者からの意見を、大きく「施設面」、「内容面」、「その他」の意見に分け、それらの意見について、以下のとおりまとめた。

もくせい教室	相談所
<p><b>【施設面】</b></p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の個々の状況に応じた支援が難しい面があるため、個別支援、全体支援が行える施設規模が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、もくせい教室を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p><b>【内容面】</b></p> <p>目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換すべき。</p> <p>教育支援の充実のため、設備の充実、指導員の研修の充実が必要。</p> <p>また、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制を整えていく必要もある。</p> <p>例えば、通室する不登校児童・生徒の中には休養等が必要な場合があるため、臨床心理士などによるカウンセリングなどの支援体制が必要である。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>もくせい教室の機能と相談所の機能の集約等については、引き続き担当課において検討を行う。</p>	<p><b>【施設面】</b></p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の相談に対応することが難しい面があるため、相談室、検査室などの相談体制の充実が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、相談所を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p><b>【内容面】</b></p> <p>児童・生徒の相談に適切に応じることが出来る相談体制を整えていく必要がある。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>相談者が相談しやすい窓口については、引き続き担当課において検討を行う。</p>

## 7 結論

両検討委員会では、もくせい教室、相談所の今後の在り方について検討を重ねてきた。児童・生徒への教育支援の充実を図ることの必要性については、委員各位で認識を共有したところである。

もくせい教室、相談所の今後の在り方に関する長期的な施策展開に当たっては、今回の検討内容や法の主旨を踏まえながら計画的に進めていくことが重要であり、第5次基本構想の策定等を踏まえ、適切に検討を進めていくことを確認した。

また、もくせい教室、相談所の環境改善については、随時取り組むこととし、長期的な施策展開と並行して現状の環境改善を行いながら児童・生徒の教育支援の充実を図ることを結論とする。

## もくせい教室に関する庁内検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 もくせい教室の機能及び設置場所の検討を行うため、もくせい教室に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) もくせい教室の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他もくせい教室に関して、教育長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

## (庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 教育相談所の機能及び設置場所の検討を行うため、小金井市教育相談所（以下「教育相談所」という。）に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育相談所の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他教育相談所に関して、教育長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

## (庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## 用語の説明

### か行

- ・ 行動観察  
対象者が、おもちゃやテストなど、それと関わる様子などを専門的な観点から観察していく方法
- ・ 校内委員会  
学校が支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援ができるように、その手段・方法を組織的・計画的に検討する組織
- ・ 公認心理師  
心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家。国家資格の一つ。
- ・ コーディネーター  
教育支援センター化により職種によって分けられていた業務が多職種混合で行われることになるため、これらの職種間の関係調整を主たる業務として行うもの。また、進捗状況に合わせた会議の提案などチーム全体の進行役も務める。

### さ行

- ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）  
児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関とのネットワークを活用して、不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内外のケース会議等の充実を図る社会保険福祉士又は精神保健福祉士の資格を有した者
- ・ 就学相談  
子どもの就学に当たって、心配や気がかりなことがある保護者からの相談に応じて、子どもにとって最もふさわしい教育を受けることができるための相談。

### た行

- ・ 特別支援コーディネーター  
保護者や関係機関に対する学校の窓口の役割を担う者。また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者



## は行

- ・ プレイセラピー  
心理療法の一つで、遊技療法とも呼ばれる。言語で表現が難しい場合などに、遊びという媒介を通じて、心理療法を行うもの。
- ・ ボールプール  
家庭用のビニールプールなどに、ゴムボールなどを敷き詰めた遊具。ゴムボールとの身体接触を通して心理療法と同程度効果を得ようとするもの。

## ら行

- ・ 臨床心理士  
心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家。「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」が資格認定している。

## A～Z

- ・ ICT  
Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳されます。IT（Information Technology：情報技術）と同義で、教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理など。